

## 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

## ★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

## 【社会福祉課回答】

自治体として住民福祉の向上を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進します。

なお、②・③については考えていません。

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

## (1) 介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

## 【高齢福祉課回答】

現在の介護保険料は旧3町それぞれで賦課しており、所得に応じて細かく階層区分しており、軽減を図っています。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

## 【高齢福祉課回答】

現在のところ市の独自施策は考えていません。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

## 【高齢福祉課回答】

厚生労働省通知の院内介助の取り扱いを遵守すべく、包括支援センターから各事業所に周知を図っています。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

## 【高齢福祉課回答】

基盤整備については、第4期の介護保険事業計画に基づき対応しています。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

## 【高齢福祉課回答】

各事業所の職員については、包括支援センターの事業において研修会を開催し、職員のレベルアップを支援しています。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

## 【高齢福祉課回答】

社会福祉協議会で配食及び会食を実施しています。毎日1回の実施は理想的ではありませんが、現状では難しい状況であります。まだ、旧町地区のサービスレベルとなっていますので、市民全体に平等にサービスが展開できることを目標としています。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
  - イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
  - ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
  - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【高齢福祉課回答】

上記施策をすべて一般会計にて実施することは、財政的に困難であると考えます。今後は、ボランティア等、地域の力を活用してできる事業から優先的に実施する方向で進めたいと考えています。

★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【高齢福祉課回答】

今年度から要介護1～5の方を対象にしていく予定です。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【高齢福祉課回答】

広報やホームページなどに掲載し、包括支援センターを通じて各居宅事業所に制度を周知させ対象者に漏れがないように情報提供をし、申請書については要介護者全員に送付します。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療課回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

【保険医療課回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。ただ、広域連合は資格証明書の発行について「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っています。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【保険医療課回答】

県と同様な対応をしています。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課回答】

小学校卒業までの通院・入院は窓口負担なし、中学校卒業までの入院については償還払いとしており、変更の予定はありません。

- ★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【健康推進課回答】

今年度から超音波検査の年齢制限を廃止し、4回に拡大しました。今後につきましても国の指針または県内市町村の状況を把握し、検討していきます。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【学校教育課回答】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況等を把握して決定しています。

申請受付は市の窓口で実施し、学校へは保護者に案内の配布をお願いしています。また、民生委員の証明は必要ありません。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【学校教育課回答】

給食費の無料化は現在のところ考えていません。

#### 4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【保険医療課回答】

国保は低所得世帯の加入が多い、年齢層が高いなど様々な問題を抱えており、市町村それぞれが保険者となって運営をしていくことが今後非常に困難となっていくことが考えられます。このため国は、将来にわたって国保が安定的に運営され、皆保険制度が維持されていくよう広域化に向けた施策を進めています。

- ★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【保険医療課回答】

国保税については、新市誕生の際、医療給付等の状況を勘案して税率を決定しています。一般会計からの繰入金については、他市町村と比較しても多額の繰入があり、市財政上、これ以上の繰入は不可能です。

税減免について、減免の基準を明確にし、運用をしています。基準の見直しについては考えていません。

また、18歳未満の子どもに対し、均等割を賦課しないことについては、現状では難しいと考えています。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すこ

となく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【保険医療課回答】

資格証明書の発行については、家庭状況の把握等に努め、また面接をして対応していきます。高校卒業までの子どもについては、資格証明書に替え、短期保険証(有効期間6か月)を交付しています。

分納世帯には、納付状況に応じ短期保険証から正規の保険証に切り替えて交付していきます。

給付制限は実施していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【保険医療課回答】

一部負担金の減免制度は、生保基準の1.1倍から1.4倍以下の世帯については「減免」、「徴収猶予」などで対応しています。窓口には、申請書を置くようにしていきます。

## 5. 障がい者施策の充実について

- ★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【社会福祉課回答】

独自の軽減制度は考えていません。

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【社会福祉課回答】

独自の整備助成は考えていません。

## 6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【健康推進課回答】

がん検診については、近隣市町村と医師会で協議した上で実施期間、自己負担額を決定しています。歯科検診につきましては、集団検診で20歳以上を対象に無料で検診を実施しています。

【保険医療課回答】

特定健診については、近隣市町村とも協議した上で70歳未満の方は一部負担金をお願いしています。なお、通年実施は考えていません。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課回答】

40歳未満の健診については、30歳、35歳の節目の年齢を対象として自己負担額を徴収し実施しています。

## 7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【健康推進課回答】

県内で実施している市町村が少なく、独自の助成制度を行う予定はありませんが、国等の動向を注意しながら検討をしていきます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【健康推進課回答】

市長会を通じて、国に要望していきます。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課回答】

適切に面接を実施し対応しています。また、保護決定につきましては、生活保護法第24条により原則14日以内に通知することになってはいますが、急迫な場合は社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度の活用を図るなど、速やかに対応しています。

②就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【社会福祉課回答】

個別指導のため、現業員(ケースワーカー)以外に面接訪問協力員および就労支援相談員を設置したところであります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

【保険医療課回答】

平成24年度から新しい医療制度となることが決まっていますので、その動向を見て対応していきます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【保険医療課】

国・県の今後の動向を見守り、それによって対応していきます。

【健康推進課回答】

妊産婦健診の補助金については、市長会を通じて、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財政措置を講じるよう要望していきます。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【財政課回答】

少子高齢社会の進展により、経費が増大し税収が減少することが見込まれる中で、仮に消費税を引き上げないとすれば、国は既存の財源に見合った国家運営(政策)にとどめなければならない状況になります。一方で消費税を引き上げた場合、地方自治体としては消費税の20%が交付金として確実に収入増が見込めるなど、引き上げの是非は相当な議論のうえで決定されていくと思われ、市としては、その動向に注視していきたいと考えています。

- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

【市民病院回答】

全国的な地域医療の危機的な状況の中、あま市民病院についても例外ではなく、医師不足に陥り大変厳しい病院経営を強いられています。

医師の確保について、地域医療体制の確保の重要性に鑑み、当地域に医療資源配分の空白地帯が生まれぬよう、平成22年7月に与党の国会議員に要望しました。

今後も、機会ある毎に医師・看護師不足の解消を要望していきます。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

【健康推進課回答】

市長会を通じて、早期に定期予防接種として位置付けるよう要望していきます。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【保険医療課回答】

県の動向を見守り、それによって対応していきます。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療課回答】

県の動向を見守り、それによって対応していきます。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【保険医療課回答】

後期高齢者医療広域連合での対応と考えています。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

【保険医療課回答】

県の動向を見守り、それによって対応していきます。

- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【保険医療課回答】

県の動向を見守り、それによって対応していきます。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【保険医療課回答】

県の動向を見守り、それによって対応していきます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【保険医療課回答】

一部負担金減免制度は、すでに設けてあります。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上